船橋市
館山市
木更津市
松戸市
野田市
茂原市
成田市
佐倉市
東金市
旭市
習志野市
柏市
勝浦市
市原市
流山市
八千代市
我孫子市
鴨川市
鎌ケ谷市
君津市
富津市
四街道市
袖ケ浦市
八街市
印西市
白井市
富里市
南房総市
匝瑳市
香取市
山武市
いすみ市
大網白里市
印旛郡酒々井町
印旛郡栄町
香取郡神崎町
山武郡九十九里町
山武郡横芝光町
長生郡睦沢町
長生郡長生村
長生郡白子町
長生郡長柄町
長生郡長南町
夷隅郡大多喜町
夷隅郡御宿町
安房郡鋸南町
東京都　島しょ大島町
神奈川県　横須賀市
三浦市

○国土交通省告示第千三百二十六号

既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成二十九年国土交通省告示第八十一号）第十九条第二号の規定に基づき、平成二十九年国土交通省告示第二百十四号の一部を次のように改正する。

令和八年十一月二日

国土交通大臣　井林　辰憲

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（一）～（八）　（略）	（一）～（八）　（略）
（九）既存住宅状況調査技術者講習委員の氏名　小見　康夫、村口　勝英、山本　祐也、岩尾　信子、中村　達人、久保田和幸、飯田　剛	（九）既存住宅状況調査技術者講習委員の氏名　小見　康夫、村口　勝英、山本　祐也、嶋田　浩二、中村　達人、久保田和幸、飯田　剛

○国土交通省告示第千三百二十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十一月二日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下小野西沢

二　砂防法第二条の土地の表示

静岡県賀茂郡南伊豆町下小野の区域内の土地のうち、次の一点から三十七点までを順次結んだ線及び一点と三十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°40′29.1548″	138°50′18.7963″
2	34°40′29.4412″	138°50′18.7286″
3	34°40′29.8938″	138°50′18.1951″
4	34°40′32.7622″	138°50′21.1083″
5	34°40′34.2153″	138°50′22.9400″
6	34°40′34.9305″	138°50′24.8950″
7	34°40′34.7635″	138°50′25.1877″
8	34°40′32.5562″	138°50′26.1678″
9	34°40′30.1299″	138°50′24.9722″
10	34°40′30.0290″	138°50′22.7291″
11	34°40′28.5884″	138°50′20.6560″
12	34°40′28.6674″	138°50′20.3425″
13	34°40′29.0029″	138°50′19.7889″
14	34°40′28.8205″	138°50′19.5829″
15	34°40′28.8455″	138°50′19.4311″
16	34°40′28.5706″	138°50′19.1698″

附　則

この告示は、令和八年十一月二日から施行する。